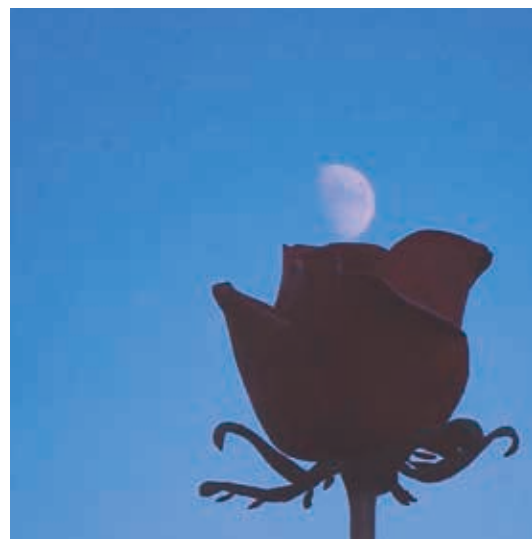


人権かながわ

2022



月と遊ぶ(撮影：会員 大関亮子)

2022年11月3日発行
第30号

Contents

巻頭言「差別を考える」…………… 神奈川県弁護士会会長 高岡俊之 …… 2頁

《事件報告》

「入院患者に対して不当に身体拘束を行わないよう警告を発した事例」…………… 委員 神原元 …… 3頁
「工場就業者の諸動作について改善を求めた事例」…………… 委員 石畑晶彦 …… 4頁
「刑務所における不当な居室指定等に対する警告事件」…………… 事件委員会委員 …… 5頁

《部会報告》

◆憲法問題及び基地問題調査研究部会
「国際法・平和学の視点からウクライナ戦争を考えた(&平和学研究所訪問)」…………… 会員 畔柳秀勝 …… 6頁
「重要土地等調査規制法 施行される」…………… 委員 関守麻紀子 …… 7頁
◆すべての性の平等に関する部会「性的マイノリティに関する活動報告」…………… 委員 橋本陽子 …… 8頁
◆外国人の権利に関する部会「外国籍一人親家庭の児童扶養手当の受給状況に関するアンケート」…………… 委員 小豆澤史絵 …… 10頁
◆働く人の権利に関する部会「ハラスメントの問題への取組」…………… 委員 田淵大輔 …… 12頁
◆医療と人権部会「続・刑務所医療研究」…………… 委員 小林展大 …… 14頁

《委員会報告》

「2022年の人権擁護委員会の活動について」…………… 人権擁護委員会委員長 櫻井みざわ …… 16頁

巻頭言

差別を考える

神奈川県弁護士会

会長 高岡俊之



1 差別問題

差別をめぐる問題が後を絶たない。我々弁護士が常に直面する問題である。

対象は、人種、性別、疾患、セクシャルティ等枚挙にいとまがない。歴史上、差別による偏狭や圧迫がなくなったことは一切ない。

2 差別はどこから

では、この差別はどこから来るのか。

私は、これまで、国際交流とLGBTQの人権に携わってきた。言うまでもなく、相手となるのは、外国人と性的少数者である。この実体験を通じて覚える、あくまで、私の感覚であるが、差別や偏見が起こってしまう原因は、端的に言えば、知らない相手への恐怖ではないだろうか。少なくとも、長らく接触している人々に私は、偏見やまして差別意識はない。ことは簡単である。長らく、親しく交流・交際してきたからである。

米国の哲学者ラルフ・ワルド・エマーソンが興味深い言葉を我々に投げかける。「Fear always springs from ignorance. (恐怖は常に無知から生まれる)」知らない対象は、まぎれもなく恐ろしい。

3 根深い原因

では、未知の相手を知れば、恐怖がなくなり、差別は解消されると即論してよいであろうか。ことは、そう簡単ではないようだ。

まず、人間には、未知の相手方は認めたくも知りたくもないという動機付けが生じる。この動機付けは、いかなる人にも起こりうる。

まず、無意識の人格の問題。

人間には、ある程度、普遍的な歪みや異常性が備わっていると考えられている。例えば、経済不況、政局不安定などにより、人々に社会や国家への不満が生まれたとき、特定人種や性的マイノリティなど

社会的弱者への攻撃を引き起されたことが、最悪のナチス時代を引き合いにだすまでもなく、しばしば、散見される。これは、人間の異常性に起因する。このケースは、近時、社会問題になったSNSによる誹謗中傷などでも明らかで、匿名性を利用して相手を攻撃するのは、このような異常性の顕れである。

次に、後天的な形成。

歪みや偏見は、生きてきた環境や教育によっても形成される。特に、可塑性に富む幼少時に形成されることが多く、成人しても、そのまま偏見を持ち続けることがある。成人になってから、価値感や潜在意識を変えることはなかなか難しい。

4 我々の決意

差別の発生根拠については、このほか、様々な要因があるが、私は、だからこそ、いままさにこの文言にかけて、差別の根絶を誓うべきと考える。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

(日本国憲法前文)



事件報告①

入院患者に対して不当に身体拘束を行わないよう警告を発した事例

委員 神 原 元



1 事案の概要

本件は、40代の男性である申立人が、2017年6月24日に相手方である病院に緊急措置入院(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条の2第1項)となり、同月26日より母親の同意にて医療保護入院(精神保健福祉法33条1項)となった事案である。申立人は、入院時に診察室でベッドに身体拘束させられ、そのまま保護室に入れられ、7月18日まで身体拘束は続いた。これらの措置は、申立人の人権を侵害すると訴えていた。

2 調査の経緯

人権擁護委員会では、申立人よりの人権救済申立てを受け、申立人本人及び病院側に面談、聴取を行うとともに、相手方となった病院からカルテを取り寄せ、治療経過などを分析した。

3 認定した事実

申立人は、診察時、診察室から子ども文化センターに行こうとし、「どうせ死ぬなら皆に迷惑かけてやる」などと言ったり、相手方医師が使用していたパソコンのモニター画面を握りしめるなどした。申立人が診察室から立ち去ろうとしたところ、診察室内でベッドに胴の部位を身体拘束され、そのままベッドごと保護室へ運ばれ、隔離処遇となった。病院は2017年6月24日に身体拘束を開始したことに加え、さらに、同年7月18日までの25日間もの間漫然と身体拘束を続した。

4 判 断

相手方医師は、申立人が子ども文化センターに行こうとし、「どうせ死ぬなら皆に迷惑かけてやる」などと言ったので拡大自殺のおそれもあったと述べる。しかし、これは他者を巻き込みながら暴力的行為に

出るおそれは想定されるとしても、この発言のみから保護室内で一人で自殺を図る可能性が高いとは言えず、当時の申立人に自らの生命・身体を害する切迫したおそれがあったとはいえない。また、相手方医師は、診察室でも話が滅裂で衝動性があり、相手方医師が使用していたパソコンのモニター画面を握りしめるなどしたことも身体拘束の理由として述べるが、仮にこのような多動又は不穏な様子が認められても、身体拘束が正当化されるには、単に多動又は不穏が顕著なだけでなく、それを放置すれば患者の生命や身体にまで危険が及ぶおそれが切迫している場合に限られる。しかるに、話が滅裂で衝動性があったり、脈絡なく立ち上がってパソコンのモニター画面を握りしめるというだけで、申立人の生命身体にまで危険が及ぶ恐れが切迫しているとまでは認められないことが明らかになった。

5 警 告

2021年9月8日、神奈川県弁護士会は、当該医院に対し、「貴院は、貴院の入院患者である申立人に対し、そのまま放置していたのでは申立人の生命又は身体に深刻な害が及ぶほどの切迫性があったとは認められなかったにもかかわらず2017年6月24日に身体拘束を開始したことに加え、さらに、同年7月18日までの25日間もの間漫然と身体拘束を続した。かかる処遇は、申立人の身体を極めて長期間にわたり不当に拘束するものであり、憲法13条、18条、22条1項、31条以下、及び国際人権規約B規約で認められる身体拘束をされない権利を著しく侵害するものである。したがって、今後は不当に身体拘束を行うことがないように、警告」した。

6 感 想

世界人権宣言は、「すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」(3条)と定め、国際人権規約B規約も「すべての者は、身体の自由

及び安全についての権利を有する。」(9条1項)と定めている。憲法も、13条、18条、22条1項、31条以下の規定などによって、自己の意思に反して身体拘束をされない権利を保障している。

このように身体的自由、身体拘束をされない権利が厚く保障されているのは、奴隷や家畜ではないと

いう、人としての尊厳を守る上で最も基本的な権利・自由だからである。

にもかかわらず、精神医療の現場では、患者の身体を非常に安易に拘束する傾向が見られるように思える。今後、監視が必要な分野である。

事件報告②

工場就業者の諸動作について 改善を求めた事例

委員 石 畑 晶 彦



人権救済申立事件(2018年(救)第8号)について、勧告相当とした点をご報告する。

1 処遇意見

横浜刑務所に対し、「工場就業者の諸動作について」と題する文書に基づく、被収容者に対する「移動に際して、被収容者に、職員の掛ける号令に合わせて、足先が自然に下に向くように、左足から足を上げ、手の振りは両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る」という指導は直ちにやめるよう勧告する。

2 理由等について

- (1) まず、受刑者が集団で移動する際、横浜刑務所では①足先が自然に下に向くように、手は両手の指先、肘を伸ばして自然に振ること②職員の号令に歩調を合わせることにについて指導していること、その他横浜刑務所内において平成22年3月24日付で作成された「工事就業者の諸動作について」に基づいて指導をしていることについては争いが無い。本件と同様の軍隊式行進について、2016年2月10日付当会における勧告書提出後も、指導の内容等について何らの変更もないことも争いが無い。
- (2) 憲法13条は、個人が一定の私的事項について、公権力による干渉を受けずに自ら決定することの保障を含んでおり(自己決定権)、他方で、在監関係を維持するため受刑者の自由が一定程度制限され得る(憲法18条、31条)。かかる制限は、拘禁と戒護、受刑者の矯正教化という在監目的を達成す

るため必要最小限度の範囲にとどまるものでなければならない。制限の必要性について、刑事収容施設法73条が規定しているところ、同条1項は、刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されるべきこと、同条2項は、「被収容者の収容を確保」し、「処遇のための適切な環境およびその安全かつ平穏な共同生活を維持する」ために必要な限度を超えてはならないと規定している。受刑者の集団移動時に規律及び秩序を適正に維持するための制限としては、逃走、けんか、密談、口論等を防止する目的であれば、拘禁戒護・矯正教化という在監目的に反しないため、制限内容は、受刑者の集団移動時に逃走、けんか、密談、口論等を防止するため必要最小限度でなければならない。

- (3) 本件において、少なくとも横浜刑務所は、①足先が自然に下に向くように、手は両手の指先、肘を伸ばして自然に振ること、②職員の号令に歩調を合わせることを指導している旨を認めており、かかる①、②はいずれも逃走、けんか、密談、口論等を防止する目的とは一切無関係であり、必要最小限度の制限を超えたものであると言わざるを得ない。さらに、当会において、同様の救済申立てにおいて、勧告を出しており、それにもかかわらず、一切変更がなされず、処遇の改善がなされていない。
- (4) よって、横浜刑務所による受刑者の集団移動時における指導内容は、在監目的を達成するために必要最小限度の範囲を超えたものである。

したがって、本件では勧告が相当としたものである。

3 委員会の雑感

委員会としては、2016年2月10日付当会における勧告書提出後も、改善されずにいたことから勧告より上の警告も検討したが、申立人が主張しているほどの強い態様で指導がなされているとはいえないこと等の事情から、勧告としている。しかし、今般、

2度目の勧告をしたことから、今後については、横浜刑務所において集団行進に関する指導について改善されることを強く望む次第である。

加えて、横浜刑務所以外でも同様の勧告書が出されている例もあることから、横浜刑務所の改善はもちろんのこと、全国の刑務所においても被収容者に対する集団行進に関する指導を改善すべきである。

事件報告③

刑務所における不当な居室指定等に対する警告事件

事件委員会委員

1 はじめに

2021年12月9日、神奈川県弁護士会は、横浜刑務所長に対し、横浜刑務所に収容中の50代の男性(申立人)を、約1年9か月間もの長期にわたり、監視カメラ付き居室において昼夜単独室処遇(隔離処遇)としたことにつき、人権救済制度に基づいて「警告」を出しました。

2 調査の経過

3名の担当委員により構成される事件委員会は、刑務所における申立人からの事情聴取、刑務所に対する書面照会等による調査を実施し、調査結果を踏まえた検討を行った上、人権擁護委員会に調査報告をいたしました。

3 人権擁護委員会の判断

(1) 認定した事実

人権擁護委員会が認定した主な事実は以下のとおりです。

- ① 申立人は、2019年11月30日、巡回勤務中の職員を筆絡しようとする言動が認められたとの理由に基づき、申立人の職員に対する言動を含む動静を綿密に視察する必要があるという目的で、監視カメラ付きの居室に収容され、昼夜単独室処遇とされた(以下、カメラ付き居室への収容を「本件監視処分」といい、昼夜単独室処遇

を「本件単独室処遇」という。)

- ② 本件監視処分は、2021年9月2日まで続き、本件単独室処遇は、少なくとも同年10月18日まで継続していた。
- ③ 横浜刑務所において、居室の指定にかかる内部規定はなく所長の裁量により決定される。申立人に対し、居室を指定した理由は告げられていない。
- ④ 本件処分期間中は、申立人を視察するため夜間も常夜灯が点灯していた。また、監視カメラの作動状況につき、横浜刑務所は回答しなかったが、上記①記載の目的に照らせば、監視カメラは必要に応じて作動しているものと認められる。

(2) 人権侵害の有無・内容についての判断

憲法13条は、何人も、人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われるとして、幸福追求権を保障しており、その中でも、カメラ等により監視をされない権利は、特にプライバシー権として保障されています。そこで、本件監視処分や本件単独室処遇が、申立人のプライバシー権・幸福追求権(憲法13条)を侵害するか否かが問題となります。この点、人権擁護委員会は以下のとおり判断しました。

《人権擁護委員会の判断要旨》

本件監視処分は居室というプライバシー性の強い空間において、申立人を監視し、又は監視の不安にさらすものであり、本件単独室処遇は、他人との接触を強く制限し、申立人を非人道的に取り扱うものである。また、いずれも、約1年9か月ないしこれ以上にわたる長期のものであるから、

プライバシー権ないし幸福追求権に対する強度の制約である。

これに対し、本件監視処分・本件単独室処遇の目的等に鑑みても、申立人のプライバシー権・幸福追求権に対する強度の制約を許容すべき必要性や正当な理由は到底認められない。

(3) 結論

人権擁護委員会は、上記のとおり、本件監視処分・本件単独室処遇は、いずれも申立人のプライバシー権及び幸福追求権(憲法13条)を侵害する行為であると認定しました。

4 調査を通じての所感

受刑者等であっても、刑事施設の秩序維持等のためにやむを得ない場合を除き、その人権は保障されなければなりません。この点、本件監視処分・本件

単独室処遇は、明らかに正当な理由なく、必要な限度を超えて、受刑者を非人道的に取り扱い、その尊厳を侵害するばかりでなく、健康をも損なわせ得るものです。

なお、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律76条では、「受刑者の隔離」を厳格な要件の下で認めています。本件監視処分・本件単独室処遇は、まさに「受刑者の隔離」であり、施設長の自由裁量に委ねられてよいものではなく、処遇法76条の隔離処分として、慎重に判断されるべきものでした。本件監視処分・本件単独室処遇は、同条の要件を潜脱して行われたものと言わざるを得ません。

人権擁護委員会としては、法の潜脱というべき態様で、申立人に対する強度の人権侵害が長期にわたり行われたこと等から、横浜刑務所に対し真摯な反省を求めるとともに、二度と同様の取り扱いがなされないよう求めるべく警告とすることとしました。

* * * * *

部会
報告

憲法問題及び基地問題調査研究部会①

国際法・平和学の視点から ウクライナ戦争を考えた (&平和学研究所訪問)

会 員 畔 柳 秀 勝

令和4年7月25日(月)神奈川県弁護士会館において、当会主催の連続シンポジウム第1回「国際法・平和学の視点から考えるウクライナ戦争」が開催された。

シンポに先立ち、講師をしていただいた阿部浩己先生が所長を務める戸塚区にある明治学院大学国際平和研究所を訪れた。その際、シンポジウムでの講義内容についての打合せと共に平和学について教えていただいた。紛争に至る種々の原因を検証し、人権を阻害する要因を修正し人権を尊重する社会に変革していくことで平和を実現していこうとする積極的平和を追求するのが平和学ということである。ちなみに、国と国との紛争を武力で牽制したり、押さえつけたりして平和を実現していくものが消極的平和ということである。平和学については初めて聞いたことであるし、それまでの考え、見方を大きく変えるものであった。このことが聴けたことで非常に充足感があつたのを覚えている。

さて、阿部先生の講義は期待していたとおり内容の充実した講義であった。

冒頭で平和学の視点について、上述した積極的平和と消極的平和の観点から講義をいただいた。このことは平和的生存、戦争の放棄、交戦権・戦力を否認する日本国憲法と親和性があるそうだ。

次に、国際法からみたロシアのウクライナ侵攻について講義をしていただき、武力不行使原則や人道的な面など国際法の視点からは、ロシアのウクライナ侵攻は正当化できるのものではないことの説明があつた。ウクライナへの武力行使は、武力不行使の点では、ロシアに対しての現実的な武力攻撃は発生していないことから個別的自衛権の行使は認めがたいこと、ウクライナ内の親ロシア派共和国へのウクライナの武力攻撃は認めがたく、またウクライナ全土への攻撃は集団的自衛権の程度を逸脱しており集団的自衛権の行使は認めがたいことなどから国連憲章に反する行為である。また、核兵器の使用を示唆

しているが、その使用は自由権規約に反する行為である。

そうすると、国連安全保障理事会常任理事国5国のうちの1国であるロシアが国連憲章をはじめ国際法を侵害していることから、国際法は世界平和には無力ではないかといった疑問が生じる。この点、阿部先生は、国際法に違反したのはロシアなど極一部の国に過ぎない、欧米をはじめ世界の大多数の国は武力不行使原則に則り、直接的な武力行使に及んでいないことから、国際法は規範として厳然と存在していることを明確に語っていただいた。

また、安保理常任理事国で拒否権を持つロシアが反対したため、安全保障理事会で提起された武力行使の即時停止と撤退を求める決議案が否決されるこ

ととなり、国連は平和維持機能を有しないのではないかとの疑問も持った。この点、阿部先生は、安保理決議案はロシアによる拒否権により否決されたが、常任理事国が拒否権を行使した際にはその理由を国連総会で説明するよう求める決議が、国連総会の総意として採択されたことに触れ、やはり国連は平和維持に無力ではないことを力説された。

では、世界は平和への取り組みとしてどのような視点を持つべきであろうか。現状は、欧米によるウクライナへの武器等の支援によって紛争が長期化し、市民の人権が侵害されている状況である。それぞれの国家は、人権回復の視点に立った支援により平和的解決義務を果たすべきである。

部会報告

憲法問題及び基地問題調査研究部会②

重要土地等調査規制法 施行される

委員 関 守 麻紀子



1 2021年6月16日に成立した重要土地等調査規制法(「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」)は、2022年6月に一部が施行されており、9月22日までに全面施行される(なお、本原稿執筆時点(9月4日)では、まだ施行されていない)。

2 本法については、様々な問題点があり、下記に一部を記すが、これに尽きるものではない。

- 本法は、米軍基地や自衛隊基地等の重要施設の機能や国境離島等の離島機能を阻害する行為を防止することを目的とするが、どのような行為が「機能を阻害する行為」なのかは、政府が定める基本方針により定めるとされ、法には示されていない。
- 重要施設周辺等を注視区域・特別注視区域と指定し、これら区域内の土地、建物が、機能阻害行為に利用されることを防止する目的の下、国は、土地等の「利用者その他の関係者」に関する情報を収集し、地方自治体等に「情報提供を求め」たり、土地等の「利用者その他の関係者」に対し直接、報告・資料提出を求めることもで

き、地方自治体等に対し、資料の提供等の「協力を求める」こともできる。

これらは、市民のプライバシー権や思想信条の自由の侵害となりうるし、反基地平和運動等の市民運動に対する制約になり、委縮効果を生じるものでもある。

また、地方自治体等に対する住民の情報の提供の義務付けや協力要請は、地方自治の本旨を侵害するものでもある。

- 土地等が、機能阻害行為に用いられるかその明らかなおそれがあるときは、土地等の利用者に対し、「必要な措置」を勧告・命令する。

これにより、土地等の所有者等の財産権が侵害される。

- 命令違反、報告・資料提出に応じないとき、土地等取引の届出違反には、罰則が科される。

3 2022年7月26日には、基本方針案等が公表されるとともに、8月24日を期限として、パブリックコメント募集がされた。要綱には、「広く国民の皆様からの御意見を募集します。」とあるが、法律の施行は9月である。国民から募集した意見が、

基本方針案等に反映されることはほとんど期待できないであろう。

基本方針案では、「機能阻害行為」の類型と共に、「通常、機能阻害行為に該当するとは考えられない行為」が例示されているが、いずれも例示であるうえ、「この類型に該当しない行為であっても、機能阻害行為として、勧告及び命令の対象となることはある。」と記載されている。結局、いかなる行為が「機能阻害行為」なのかは、政府の判断にかかっているといわざるを得ない。

また、調査について、「利用者その他の関係者について、それらの者の思想・信条に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはない。」との記載があるが、土地等の利用に関連する情報であれば、思想・信条に係る情報が収集されるように読める。

基本方針案等では、法の問題点は何も解決されていない。

- 4 神奈川県弁護士会は、本法は、人権を侵害し、地方自治をも侵すものであることを指摘し、廃案・廃止を求める会長声明、意見書を公表している。

<https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2021/post-358.html>

<https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2021/post-377.html>

さらに、当部会及び憲法問題対策本部の委員が、県内の米軍基地や自衛隊基地を抱える自治体を訪問し、意見交換を行った。

自治体の担当者の方々は、一様に、神奈川県には主要な米軍基地が複数存在し、県内の地域が注視区域・特別注視区域に指定されるであろうこと、したがって、本法施行後は国から情報提供や協力を求められる立場に立たされることを認識されていたが、本法の実施について、国から何らの情報提供もされていないとのことで、詳細がわからず、困惑している様子であった。6月1日に一部が施行されたが、そのことも、我々と同じように、インターネットで、一部の新聞が報道するニュースを見て知ったということだった。

- 5 非常に問題のある法であるが、ほとんど報道がされず、情報がない。しかし、いや、だからこそ、運用を注視していかなければならない。

部会報告

すべての性の平等に関する部会

性的マイノリティに関する活動報告

委員 橋本陽子

2019年4月に「両性の平等に関する部会」は、「すべての性の平等に関する部会」（以下、略称「すべ性部会」といいます。）に部会名を変更しました。これは性別を男性と女性の二元的ではなく、性的マイノリティを含めた多元的なものとして捉え、部会としても男女に関する問題だけでなく、性的マイノリティの人権課題にも取り組んでいくことにしたからです。そして、すべ性部会に改名してから3年が経過しました。そこで、すべ性部会の性的マイノリティに関するこの3年余りの取り組みについて、振り返って報告したいと思います。

1 当事者団体との情報交換(研鑽)

私たちは、すべての性の平等について取り組んでいくにあたり、性的マイノリティ当事者の声・意見を知るために、県内の当事者団体との協力関係を築く必要があると考え、特定非営利活動法人SHIP（以下、「SHIP」といいます。）に連絡を取りました。SHIPは、当事者の居場所づくりとして、コミュニティスペースの提供・交流イベントの開催、相談・カウンセリングをしている団体で、神奈川県を始め県内の複数の自治体から委託を受け派遣相談やコミュニティスペース事業などを行っています。2014年には当会の人権賞も受賞しています。

数名の部会員でSHIPの事務所(にじいろキャビ

ン)を訪れて代表者である星野慎二さんに面会し、SHIPの活動内容や、当事者が弁護士に求めることなどをお聞きしました。そしてその後も、SHIPとは、必要に応じて、適宜、情報交換をさせていただき関係となりました。

また、2021年11月には、トランスジェンダー当事者の方にお話をいただく機会を得て、トランスジェンダーを巡る昨今の問題を共有しました。これが後述する4のイベントにつながりました。

2 会内研修

会内向けのイベントとして、自分たちを含めて、当会会員の性的マイノリティについての理解を深めるために、2019年7月に会内研修を開催することにしました。講師としてお招きしたのは、前記SHIPの星野慎二さんと東京弁護士会で性的マイノリティの問題を積極的に取り扱い、「結婚の自由をすべての人に」訴訟の東京弁護団の共同代表でもある寺原真希子弁護士です。星野さんからは一般的な性的マイノリティの知識や当事者の置かれている状況について講義をしていただき、寺原弁護士からは、同性婚訴訟の話など弁護士の立場からこの問題について講義をしていただきました。

3 電話相談会

当事者や家族、支援者等向けの相談会として、「LGBTsレインボー無料電話相談会」を開催しました。1日限りの電話相談会で、2018年11月には2件の申込がありましたが、2019年11月の電話相談会では0件でした。

この結果について、部会内の意見では、潜在的な弁護士ニーズがないわけではないという点については、ぶれることはなく、当事者に届くように周知方法を改善する必要があると考え、自治体や学校へのチラシの郵送が中心であった広報の見直しなど、今後に向けての議論をしました。

2020年度はコロナ感染症の急拡大で開催しませんでした。2021年度には、2022年2月と3月に各3回ずつ、2ヶ月に亘って合計6回の臨時の電話相談会を開催しました。その結果、合計20件の相談がありました。この電話相談会については、前回の反省を生かし、SNSでの広報にも力を入れ、当事者に情報が届くようにSHIPにチラシを置いてもらったり、ホームページやSNSでも紹介していただき

ました。実際にあった相談の中でもSHIPからの情報で相談会を知ったという方が多かったことがわかりました。潜在的な弁護士ニーズの多さについて部会として非常に手応えを感じることができました。

この「LGBTsレインボー無料電話相談」については、常設化を目指しています。当事者は、性的マイノリティであることに直接的に関係する問題だけでなく、一般的な法律相談でもセクシャリティを知られたくないとか、理解のない弁護士に差別的な対応をされることを恐れて相談しにくいという現状があるといえます。そのような不安を抱える人が、安心して法律相談できる場を提供したいと思っています。

4 対外的イベント

2022年7月9日、「トランスジェンダーを知るために」と題し、オンライン映画上映会・講演会を開催しました。昨今、LGBT、LGBTQという言葉自体は、社会的に認知が広がってきているように感じますが、L、G、B、T、Qそれぞれの当事者等が直面している困難さについてはまだ正しく理解されていないのが現状です。特にトランスジェンダーは、LGBTの中でも少数者といわれており、しかも日常生活における困難さは格別です。文部科学省は、学校(教職員)に対し、平成27年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」と配慮を求める通知をしています。若年層の当事者や支援者から寄せられる相談の中には、トランスジェンダーの問題が多いと聞きます。部会では、世間におけるトランスジェンダーについての正しい理解を広げていきたいという問題意識を共有していました。

そこで、私たちは、アメリカのドキュメンタリー映画「最も危険な年」の上映会を企画しました。この映画は、2016年のアメリカのワシントン州で、トランスジェンダーが自認する性のトイレの使用を制限する法案に対して、トランスジェンダーの子どもを持つ親達や支援者の奮闘を記録した映画です。トランスジェンダーとは？と、言葉で説明するよりもまずは、映画を見てもらった方が、当事者の置かれている状況を自然に理解できると思いました。そして、映画上映会の後には、LGBTユースの居場所づくりを行っている一般社団法人にじずの代表である遠藤まめたさんに「トランスジェンダーの日本の現状」についての講演をしていただきました。

このイベントは、申し込み開始から約1週間で300人の定員に達するなど大盛況で、トランスジェンダーについても関心の高い人が多いことを実感しました。

5 会長声明について

2015年に渋谷区と世田谷区がパートナー制度を導入して以来、大都市圏を中心に各地の自治体で同様の制度の導入が進んでいます。これにより多少なりとも同性カップルが生活面で改善されることがあると思いますが、それで足りるというものではありません。男女の婚姻関係のように法的に保護されていないからです。2019年2月14日、札幌、東京、名古屋、大阪で「結婚の自由をすべての人に」訴訟が一斉に提起されました。当会は、2019年10月17日付で「同性間の婚姻を認める法制度の整備を求める会長声明」を発出しました。なお、札幌地裁では、国が同性間の婚姻を認めないことは憲法14条1項の平等原則に反して違憲という画期的な判決が出ました。他方、大阪地裁では、違憲ではないという逆の判断でした。今後の各地での訴訟の経過には注目していきたいと思っています。

2021年夏には、総選挙や東京オリンピック・パラリンピックの前に議論が進んだ、自民党による「性的指向・性同一性に関する国民の理解増進に関する

法」は国会への提出が見送られました。これに対し、当会は、2021年7月14日付で「性的指向及び性自認による差別を解消する立法を求める会長声明」を発出しました。理解増進法でさえ、国会に提出できない現状は残念です。

6 その他

すべ性部会では、改名当初より、会規や弁護士会職員の就業規則の改定提案にも着手しています。当事者である会員・職員を取り残さないために会内の規則などの改正も果たしたいと思っています。

性的指向・性自認については、マトリックスで明確に4分割されるものではなく、グラデーションの中にすべての人がいると考えられます。一般的にマジョリティであるシスジェンダーであってもその性的指向や性自認には濃淡があり、各自がマトリックスのどこに位置するか千差万別です。そういう意味でLGBTQ当事者を対象的に捉えるよりも、Sex Orientation & Gender Identity : SOGIとすべての人を含んだ言葉で語る方が、私たちも自分の問題として捉えられるのかもしれません。

今後も性的マイノリティに関する問題について、積極的・機動的に活動していきたいと思っています。

部会 報告

外国人の権利に関する部会

外国籍一人親家庭の児童扶養手当の受給状況に関するアンケート

委員 小豆澤 史 絵

1. 婚姻や離婚に関する法律は、国ごとに様々な特徴がある。離婚制度がなく婚姻無効しか認めないフィリピンは特殊な例だが、日本で成立した離婚の報告的届出を認めず、改めて本国で裁判手続きをしなければ離婚できない国は多い。しかし日本に居住しながら、本国で裁判手続きを取ることは容易ではなく、高額な弁護士費用を請求された上に、手続きに何年もかかることも稀ではない。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの国で行政や裁判手続きが遅滞している結果、

本国での手続きが以前にもまして困難になっている。そのため日本で離婚した後、本国での手続きを取らない人が多い。

ところで厚生労働省は、外国籍住民についても、日本人と同様に児童扶養手当の受給資格を認めている。私自身これまで、日本で離婚したことが確認できれば、外国籍の母親たちも当然手当がもらえるものと考えており、依頼者たちに、役所に離婚の届出をしたら児童扶養手当の申請をするようにアドバイスしてきた。

2. ところが今年3月、日本人の夫と調停離婚したH市に住むフィリピン人のEさんが、「フィリピンの独身証明書がないと児童扶養手当を受給できないと言われた」と連絡してきた。しかしその数か月前、Y市に住むフィリピン人のMさんは、日本人男性と調停離婚し、何ら問題なく児童扶養手当を受給していた。

何かの間違いだと思い、早速H市に連絡した。するとH市では、日本人夫の戸籍謄本や裁判所の調書では受け付けないとの回答だった。「2週間前に調停離婚したばかりで本国の独身証明を取るとは不可能だし、そもそもY市では前夫の戸籍謄本だけで受給できる。本国発行の書類を要求するのはおかしい」と訴えたが、「厚労省からの通達に従っている」の一点張りだった。

そこで神奈川県に連絡して、市によって必要書類が異なる理由を尋ねたが、「支給の決定権は各自治体の長にあり、各自治体の判断に委ねられているので、県としては指導する立場にない。」という対応だった。

3. 翌日、H市から、「検討の結果、申請を受理する。」との連絡があり、Eさんのケースは無事解決した。

しかしこれをきっかけに、何人かの元依頼者に児童扶養手当が受給できているか確認したところ、外国籍同士の離婚の場合には受給できていない人が多く、また、元夫が日本人の場合でも、H市と同じ対応の自治体や、離婚から100日を超えると本国の証明書を要求するなど、自治体により対応が異なることが分かった。

もっとも、私の個人的なルートだけでは全貌を把握することはできない。そこで「外国人の権利に関する部会」として、神奈川県内の自治体に「外国籍住民の児童扶養手当の受給手続きに関するアンケート」を実施することを人権擁護委員会に提案し、今年6月、実施した。その結果、三浦市と南足柄市を除く17の市と真鶴町及び神奈川県(真鶴町を除き町村について一括回答)の19の自治体から回答を得た。結果は以下の通りである。

4. まず、日本人と外国籍の離婚の場合、6自治体が、戸籍謄本や調停調書等、日本で入手できる書類のみで申請を受け付けると回答したが(但し、内1つは一定期間を超えた場合は本国発行書類を要求する場合があると回答)、2自治体が、離婚から1か

月又は100日を超えた申請の場合は本国発行書類を要求すると回答、残り10の自治体は、提出時期に関わらず本国発行書類を要求すると回答した。

更に外国籍同士の離婚の場合、日本の公的機関が発行する書類で受け付けると回答した自治体は4つのみだった(但し、内1か所は一定期間を超えた場合は本国発行書類を要求する場合があると回答)。

本国発行書類を用意できない場合の取り扱いについては、6自治体が用意できるまで受け付けない、1自治体が受付はするが書類がそろった時点で認定する、5自治体が大使館の長期閉鎖、コロナの影響等例外的な場合は代替書類で受け付けると回答し、当事者の陳述書等の代替書類で受け付けるとした自治体は7つだった。

本国発行書類の提出を求める運用をしている15の自治体に対し、何を根拠としているかを尋ねた質問については、14の自治体が厚労省の通達や国が提供した資料と回答し(但し、国の通達などに加え、県の通達や、例外的な場合は県に相談する、通則法を参考にすると回答した自治体を含む)、県からの通達と回答した自治体が1つあったが、自治体独自の規則と回答した自治体は1つもなかった。

最後に、本国からの資料を提出できないために手当を受け取れない外国籍の住民がいるかとの質問に対しては、11自治体が「分からない」、8自治体が「いない」と回答した。

5. 平成30年に文科省が行った調査では、外国にルーツのある生徒の高校の中退率は日本人生徒の7倍以上、大学等への進学率は日本人生徒の71.1%に対し42.2%に留まる。一人親家庭に限定した調査ではなく、また貧困だけが要因とは限らないが、母親が外国籍で、かつ一人親という家庭の子どもたちの中には、経済的な要因で高校生活や進学を諦めざるを得ない例も少なくない。

また、特に母子共に外国籍の場合は、在留資格への影響を考慮して生活保護の申請をせず、生活保護以下の収入で生活している家庭もある。こうした家庭にとって、児童扶養手当はまさに命綱である。受給資格の審査が各自治体の裁量に委ねられているとは言っても、全く同じ状況にいる母子が、どこの自治体に住んでいるかで受給できる者とできない者へと二分されてしまうことは、子どもたちの生存権や教育を受ける権利に関わる問題である。

6. 戸籍謄本で独身か既婚かすぐわかる日本人と比べて、外国籍の場合、身分関係の確認が難しいことは事実である。しかし本国法上の再婚禁止期間内(フィリピン301日、ペルー300日、ブラジルは10か月といずれも日本の100日より長い)の申請の場合には、再婚している可能性は排除できるし、期間を越えている場合でも、本国発効の婚姻経歴証明書に記載されている配偶者と日本の離婚の相手が同一人物であれば、再婚している可能性は否定できる。よって、独身かどうかを判断するために、一律、本国での離婚手続きを要求することは、明らかに相当性を欠いている。

7. 外国で、一人で子どもを育てることの苦労は並

大抵ではない。彼女たちは、工場や介護、清掃など日本人の生活を支える職場で働きながら、必死で子どもを育てている。事情を聞いた元依頼者のJさんは、「私、もらえないのに、窓口に聞きにいった、恥ずかしかった。」と話した。彼女は今、高校生になった息子のため、休みの日もアルバイトをして週7日働いている。

アンケートの結果をどのように制度の改善に結びつけていくかは現在検討中だが、自治体ごとに要件が異なる問題は神奈川県に限らないと思われる。そこで今後、他の単位会の協力も得て他県の状況も調査し、最終的には厚生労働省に対し、通達の見直しを求めていく必要がある。

部会報告

働く人の権利に関する部会

ハラスメントの問題への取組

委員 田 渕 大 輔



1 2022年度の部会の活動では、ハラスメントに関する問題を重要な課題の一つと位置付けている。具体的な取組としては、当会の会員を対象としたハラスメントアンケートを実施するとともに、昨年度に引き続き、当会の倫理研修においてハラスメントの問題を取り上げてもらうことを実現できた。

近時、ハラスメントについては法律の改正が行われ、厚生労働省においてガイドラインを定めるなど法令の整備が進んでおり、社会の意識も大きく変わってきている。そのような変化を受けて、労働相談においても、ハラスメントに関する相談の件数は確実に増加している。

ハラスメントに関する弁護士の業務として、被害を受けたと訴える側からの相談がある。また、ハラスメントの発生を防止するために、どのような対策を講じるべきか、被害の申告があった時に、どのような対応をするべきかという相談もある。

そのような相談を受ける際、ハラスメントに関する法令の内容を熟知しておくことは当然であるとして、同時に、ハラスメントに関する感性についても研ぎ澄ましておくことが求められる。

特に、弁護士はハラスメントの問題について、

被害防止の場面でも被害救済の場面でも、本来あるべき姿を示さなければならない。弁護士会として、ハラスメントに関する社会の意識の変化に後れを取っているわけにはいかないのである。

2 しかし、2018年度に実施した前回のハラスメントアンケートで浮き彫りになったのは、社会に範を示すべき弁護士会においても、旧態依然としたハラスメントの問題が起きているという実態であった。

そこで、当部会としては、前回のハラスメントアンケート以降、回答の内容や傾向を分析、整理し、当会のホームページ上で公開するなどして、会内で周知することに取り組んできた。同時に、会員が義務的に受けなければならない研修の内容にハラスメントの問題を加えることを求め、関係する委員会への働きかけなどを行ってきた。

そして、研修委員会や男女共同参画推進本部の先生方にもご尽力いただいたおかげで、2021年度の倫理研修において初めて、ハラスメントの問題を取り上げることが実現したのだった。

会員に対する義務的研修として行われる倫理研

修では、多種多様な問題を取り上げていかなければならない。そのため、倫理研修全体の中で、ハラスメントの問題に充てられる時間は多いとはいえない。

それでも、倫理研修に参加した会員、特に、日頃、ハラスメントの問題に関心を持っていない会員に、自分にも関りのある問題だと認識し、ハラスメントの予防や対応に関する理解と問題意識を持ち帰ってもらうことができれば、それは大きな前進である。

このように、倫理研修の中でハラスメントの問題を取り上げる意義は、非常に大きい。

研修委員会や男女共同参画推進本部の先生方のご尽力で、本年度も昨年度に引き続き、倫理研修においてハラスメントの問題を取り上げることになっている。今後も、当会の中でハラスメント研修が継続して行われるように、内容についても充実したものとなるように、当部会としても取組を強めていきたいと考えている。

- 3 先ごろ実施したハラスメントアンケートについては、多くの会員から回答を得ることができた。回答をいただいた会員には、この場を借りて改めてお礼を申し上げたい。

回答内容の分析と整理は現在作業中であるが、前回のハラスメントアンケート以降、会員の意識やハラスメントに関する状況に変化が見られるのか、期待と不安を持ちながら作業を進めている。

また、今回のハラスメントアンケートでは、近時のLGBTsに関する社会的な意識の高まりを踏まえて、LGBTsに関する問題を念頭に置いた質問項目も設けた。

LGBTsについては、ハラスメントの問題以上に理解が進んでいない状況にあることは否めない。そのため、すべての性の平等に関する部会とも協力しながら、会内における理解と周知を進める取組を行っていききたいと考えている。

なお、今回のハラスメントアンケートの回答に関する分析については、今年度中に終えた上で、然るべき形で会員の皆様に報告させていただく予定である。

- 4 ハラスメントに関する問題以外にも、当部会として取り組むべき課題には様々なものがある。その中でも、貧困の問題は非常に重要である。

かつて、「一億総中流」と言われた時代は完全に

過去のものとなり、格差と貧困の問題が社会全体に広がってきている。特に、折からのコロナ禍に加え、ロシア連邦のウクライナ侵攻に伴う世界規模での混乱は、諸物価の上昇という形で多くの人々の生活を直撃している。

我が国では、バブル経済の崩壊以降、労働者の賃金が上がらない状況が長く続いてきた。その中での諸物価の上昇は、より一層の貧困化を招きかねないことである。そのため、弁護士会においても、貧困問題への取組を強めていくことが求められている。

日弁連において、貧困問題への取組に関する単位会の活動を取りまとめる際、当会では、横浜駅西口の法律相談センターで実施されている「賃金相談」が貧困問題を取扱う相談として位置付けられている。

しかし、「賃金相談」は労働事件の中でも限られた範囲の相談を取扱うものに過ぎない。また、「賃金相談」の相談件数は伸び悩んでおり、社会の中に広がる貧困問題に関する相談の受け皿として、機能しているとは言い難い。

以上の状況に鑑みるならば、当会においても、貧困問題を正面から取扱う法律相談の実施を早急に検討するべきである。

- 5 生活に困窮している相談者の中には、相談場所へ行くための交通費にも窮する人もいる。家計を支えるためにダブルワーク、トリプルワークをしている相談者の中には、法律相談に行く時間もないという人もいる。

様々な事情を抱えながら、日々の生活に追われている人達からも相談を受けられるようにするには、相談時間を柔軟に設定するとともに、電話相談などの積極的な活用が必要である。

また、一口に貧困に関する相談といっても、抱えている問題の内容や、必要な対応は様々であり、労働、社会保障、債務整理など複数の分野にまたがった対応が必要となることもある。貧困問題を軸として、複数の分野に対応できる法律相談を実施するには、相談を担当する弁護士にも相応の知識と経験が求められることになる。

以上のような問題意識を持ちながら、貧困問題対策本部などとも連携して、貧困問題を取扱う法律相談を実現する取組も強めていきたい。

- 6 我が国の労働者の数は約6000万人であるから、

働いて収入を得ている者の大多数は労働者である。そのため、労働者の権利を守ることは普通の市民の権利を守ることであり、労働者及びその家族の生活を守ることでもある。

その一方で、我が国では正社員中心の終身雇用や、年功序列の賃金体系が広く浸透し、一つの会社で定年まで勤め上げることを当然とする考えが社会に定着していた。そのため、職場において、労働者としての権利を主張する者が白眼視される

風潮もあったように思う。

しかし、労働者の正当な権利の主張は、本人の利益を実現するだけでなく、働きやすい職場の実現、暮らしやすい社会の実現に貢献するものである。そのような思いを持ちながら、当部会としても、ハラスメントの問題や貧困の問題を中心に、働く人の権利の実現に日々努めていきたいと考えている。

部会報告

医療と人権部会

続・刑務所医療研究

委員 小林 展 大



1 医療と人権部会の活動経過

人権かながわ2021の医療と人権部会の部会報告において報告したところと重なる部分もあるのですが、部会活動を続けていますので、医療と人権部会の活動経過について振り返っておきたいと思います。

医療と人権部会においては、成年後見と医療同意のアンケートに続いて、刑務所医療、特に横浜刑務所における医療にフォーカスしてテーマ設定をし、調査研究を進めてきました。

過去の刑務所との意見交換会メモ、「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」という法務省のレポート、「刑事施設の医療をいかに改革するか」（赤池一将編著、日本評論社）という文献の検討、刑務所医療についての意見交換会の実施、2021年度の横浜刑務所との意見交換会（2021年9月2日実施）における質疑応答等により、情報収集、調査研究資料の収集を行ってきました。

横浜刑務所との意見交換会においては、矯正医官の人数、診療科目、常勤・非常勤の別、非常勤の矯正医官の診察頻度、招へい医師の診療科目及び診察頻度、薬剤師の人数、常勤・非常勤の別、診療放射線技師の人数及び常勤・非常勤の別、看護師・准看護師の人数、常勤・非常勤の別、医療設備（診察室、処置室、薬剤室、レントゲン室、歯科診療室、眼科診療室、調剤室がある、心電図、大腸内検査、エコー等の検査の実施が可能）等について聞き取りをするこ

とができました。

また、外部の医療機関への搬送については、症状や緊急性等を踏まえて医師の判断を仰いでいること、生命に危険があれば直ちに救急車の出動要請をしていること、外部の当該医療機関の了解を得て患者を搬送していること、休日における急患対応については、午前7時30分から午後4時までは看護師または准看護師1名に出勤してもらい、必要に応じて宅直の医師に相談して判断を仰いでいることも聞き取りしました。

受刑者の診察を受けるまでの手続については、受刑者からの受診の申出があると、担当の看護師・准看護師が聞き取りを行って医師に報告し、医師が診察の可否を判断して、受診の申出から2週間以内には診察するようにしているということでした。ただし、医師の確保が難しいこともあり、現状以上に診察を増やすことは難しいという事情もあるほか、眼科や歯科は、診察までに時間がかかってしまい、受診の申出から診察まで約1か月半かかっているということでした。

そのほか、矯正医官の確保については、医学部生の実習の受け入れをしたり、医務部長が大学病院へ講義に行ったりしていること、医療通訳については国際対策室があり、英語、中国語、ポルトガル語、ペルシャ語、スペイン語、韓国語に対応することができること等について聞き取りをしました。

2 刑事施設収容中の診療に関する情報の開示について

次に、調査研究を進める中で、刑事施設収容中の診療に関する情報の開示についての判例が出ました。

従前、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律12条1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定し、同法14条は、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定していました。しかし、同法45条1項は、「第四章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。」と規定していて、刑事施設収容中の診療に関する情報は、同項所定の保有個人情報に該当するから、開示の対象外とされていました。

しかし、最高裁2021年6月15日判決により、刑事施設被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報は、同法45条1項所定の保有個人情報には該当せず、同法12条1項の規定による開示請求の対象となると判断されました。

横浜刑務所においても、従前は被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報は開示請求の対象外でしたが、同判決を受けて、今後は開示請求があった場合には開示の必要性の有無を個別に判断することになるということでした。

3 刑務所医療において指摘されている問題点

(1) また、調査研究を進める中で、刑務所医療において指摘されている問題点がいくつかあるのですが、その問題点の一つに、准看護師の資格を持つ刑務官によるスクリーニングがあります。これは、受刑者が医師の診療を申し出たときに、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令10条を根拠に、准看護師の資格を持つ刑務官が、まず医師の診察

の緊急性等について判断し、緊急性があると判断された場合に医師に報告がなされ、報告を受けた医師が診察の要否の判断を行って、診察が必要と判断されてはじめて医師の診察が行われるというもので、実質的には准看護師の資格を持つ刑務官が、医師の診察の要否を判断していることになってしまうというものですⁱ。

医師による診察の要否の判断も、同一の医師の診察の一部であるから、実質的には准看護師の資格を持つ刑務官が医師の診察の要否を判断していることは、「医師でなければ、医業をなしてはならない。」と規定する医師法17条に抵触する可能性がある指摘されているのですⁱⁱ。

(2) また、准看護師の資格を持つ刑務官が、まず医師の診察の緊急性等について判断し、緊急性がないと判断して、医師に報告をしない場合には、医師の応召義務(医師法19条1項)の遂行を妨げることになる可能性があるとも指摘されていますⁱⁱⁱ。

4 今後の部会活動について

医療と人権部会は、上記のように横浜刑務所における医療をテーマにして調査研究を進めてきました。

そして、現在、横浜刑務所における医療の問題点を検討、分析するために、当会が横浜刑務所に対して出した人権救済勧告等一覧のうち、医療が問題となったものについて、検討、分析をしています。そのうえで、従前の調査研究も踏まえて、横浜刑務所における医療の問題点について、横浜刑務所との意見交換会においてより踏み込んだ意見交換をすることを検討しています。

個別の人権救済申立事件においても、刑務所における医療が問題とされているものはいくつもありまますから、刑務所医療の調査研究は、個別の人権救済申立事件の処理にもつながるものであるし、十分に意義のあるものだと考えます。

- i 赤池一将「刑事施設において求められる医療水準」『季刊刑事弁護』第109号(2022) 124頁125頁
- ii 赤池一将「刑事施設において求められる医療水準」『季刊刑事弁護』第109号(2022) 124頁125頁、赤池一将「行刑改革と刑事施設医療」『刑事施設の医療をいかに改革するか』(2020) 59頁～61頁
- iii 赤池一将「刑事施設において求められる医療水準」『季刊刑事弁護』第109号(2022) 125頁

委員会報告

2022年の人権擁護委員会の活動について

人権擁護委員会委員長 櫻井 みぎわ

人権擁護委員会では、人権擁護のための諸活動を行なっています。

中心となるのは、個人あるいは団体からの人権救済の申立を受けて、調査等を行う人権救済活動です。人権侵害と認められる場合、常議員会の議を経た上で、弁護士会として警告や勧告や要望などの措置を行います。最近では年30件程度の人権救済申立てがあり、横浜刑務所の受刑者からの申立てがその多くを占めます。

昨年9月以降、本原稿執筆時までの間、3件の措置を行いました。一つめは、県内の精神科病院において入院中身体拘束を受けたことが人権侵害にあたるとの申立てに対し、長期間にわたる不当な身体拘束であったとして警告を発しています。二つめは、横浜刑務所が、受刑者に対し、長期にわたり、昼夜単独室処遇やカメラ付単独室処遇としたことが、人権侵害であるとし、警告を発しています。三つめは、横浜刑務所でいわゆる軍隊式の行進を強いられているという人権侵害の申立てについて、内規に基づいて実施されている移動の際の諸動作の指導は人権侵害であるとして、勧告を発しています。いずれも詳しくは本冊子の事件報告をご覧ください。

その他の活動としては、委員会や各部会等において(外国人部会、すべての性の平等部会、LGBTチーム、働く人部会、医療と人権部会、憲法基地部会)、さまざまな人権課題の調査、研究、学習会の開催、意見の表明等を行なっています。各部会の活動については本冊子をご参照ください。

以下活動のいくつかをご紹介します。

昨年11月9日開催の人権シンポにおいては、「精神科病院における身体拘束を考える」をテーマに齋藤正彦氏(都立松沢病院名誉院長)と長谷川利夫氏(杏林大学教授)による講演会を開催しました。200名以上の市民・弁護士にご参加いただき、多くの反響がありました。その取り組みは、当会の本年6月9日付の意見書、すなわち、厚労省が、昭和63年厚生省告示を見直し、精神科病院において、治療が困難であることを理由とする身体拘束を認めようとしていることについて、これに反対する意見書を発出していますが、この意見書にも繋がったと考えています。意

見書は力作です。ぜひHPでご覧下さい。

性的少数者の人権についても積極的に取り組んでいます。2022年7月には、「トランスジェンダーについて知るために」と題してオンライン映画上映会と遠藤まめたさんの講演会を開催しました。上映した「最も危険な年」というアメリカ映画は、トランスジェンダーの子どもを持つ家族のグループが子どもの自由と人権を守るための闘いを追ったドキュメンタリーで、心揺さぶる感動的な作品でした。このような貴重な作品を多くの市民の皆さんと鑑賞できたことは大変嬉しいことでした。

本年2月24日にロシアがウクライナに侵攻し、現在もなお、戦争が続いています。ロシアの侵略が許されないのはもちろんのことですが、欧米がウクライナに多くの攻撃的兵器を供与していることで戦争が長期化していることを懸念しています。阿部浩己氏(明治学院大学教授)は、憲法施行75年連続シンポ「国際法・平和学の視点から考えるウクライナ戦争」において、ロシアの侵攻前、ウクライナ東部ではロシア語の使用が禁止されたり、NATOによって極右的な民兵が送り込まれたり等、差別や敵意や憎悪の扇動が行われ、非常に危険な状態が長く放置されていたと指摘し、憎悪を抑制していくことこそが、平和を作ることにつながると述べられました。停戦に向けての真剣な努力こそが、いま国際社会に求められていることだと思います。

憎悪の抑制ということに関しては、委員会では長く取り組んで来ましたが、本年も、相模原市人権施策審議会の外国籍委員に対して、差別感情を煽るような街頭スピーチが繰り返されていることを受けて、ヘイトスピーチを規制するための条例制定を支持する会長声明を発しました。また、昨年京都府宇陀地区の空き家に放火し7棟を全半焼させるというヘイトクライムが起きましたが、それを受けて包括的な差別禁止法の制定等を求める会長声明も発しています。

紙幅の関係ですべてをご紹介できないのが残念ですが、ぜひこれからも当委員会の活動にご注目いただき、ご意見・ご協力など頂戴できれば幸いです。

(2022年8月31日 記)